

# 北海道人口動態実態調査・要因分析事業委託業務 業務処理要領（案）

## 1 業務目的

北海道における人口減少の実態を明らかにするため、自然増減及び社会増減に関するデータを収集・整理した上で、その要因分析を行い、本道における人口減少対策の指針である北海道創生総合戦略（第1期推進期間：2015～2019年度、第2期推進期間：2020～2024年度）の次期策定に向けて、検証を行うための基礎資料とするとともに、若年女性の道外転出や札幌圏一極集中、中核となる市のダム機能など道内における重要な課題の分析を実施することで、今後の北海道の人口減少対策における効果的な施策形成のためのエビデンスとするもの。

## 2 業務内容

以下に掲げる作業を実施することとし、分析についてはデータに基づいた定量的な分析手法をとることを基本とするが、定量的な分析が困難な場合は、扱うデータに応じた適切な分析手法を提案し、実施すること。なお、取り扱うデータの期間については、新型コロナウイルス感染症による影響など社会経済情勢の大きな変化などを考慮し、道と協議のうえ設定すること。

### （1）自然増減に関する要因分析

合計特殊出生率や出生数をはじめとする各種指標を収集・整理するとともに、データから読み取れる特徴を示すこと。なお、都道府県別、市町村別、また性別等の属性ごとのデータがある場合は、属性別にも作成すること。これを踏まえ、収集・整理した各種指標やその他必要なデータを用いて各種指標間の相関関係を明らかにすることで、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て等に関する指標がそれぞれ出生率、出生数に及ぼす影響について、本道の特性が明らかになるよう分析すること。

### （2）社会増減に関する要因分析

毎年公表されている住民基本台帳人口移動報告をもとに、北海道、道内市町村ごとに性別、年齢階級別の人口移動を分析するとともに、例えば、どこにどの年代の人が転出しているのか等もあわせて整理すること。また、整理したデータを用い、各種経済指標との相関関係を明らかにするとともに、就業構造基本調査における転出理由を活用するなどして移動の理由・要因を分析すること。

なお、本道では、若年層、特に女性の転出超過が多いことから、この点について重点的に要因分析を行うこと。

### （3）札幌圏、道内6圏域の自然動態、社会動態の特徴、要因分析

（1）、（2）の分析を踏まえ、札幌圏及び道内6圏域（道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室）の特徴や要因について分析すること。また、本道における課題である札幌圏一極集中（特に若い女性が札幌に集中する理由）や中核となる市（想定：苫小牧市、函館市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市）のダム機能についても分析すること。

### （4）首都圏在住の北海道出身者へのアンケート

本道では、転出超過のうち若年層の占める割合が高いことから、首都圏在住の北海道出身の若者（18歳以上40歳未満）に対して、本道からの転出理由及び今後のUターン意向等についてアンケート調査を行うとともに、分析を行う。アンケート内容については、道と調整し、道の承認を得たうえで決定することとする。

#### (5) 結婚・出産など若者の意識に関する分析

自然増減の要因分析を行うに当たっては、指標同士の相関関係だけではなく実際の若者の意識・考え方も重要であることから、結婚・出産・子育てなどに関する若者の意識について分析すること。なお、分析する方法については、例えば結婚・出産などに関するアンケートの実施、北海道が実施している「人口減少などに関する意識調査」、札幌市が実施している「結婚・出産・子育てに関する市民アンケート」を参考とするなど、内容については事前に道に協議のうえ、実施することとする。

#### (6) 先進事例、先進地域の情報収集

道内、道外の人口減少対策に関する先進事例や先進地域の情報を収集・整理すること。

#### (7) 独自の調査

上記(1)～(6)に加え、道と役割分担(例えば、道が各市町村への協力依頼を担うなど)をすることで実施可能な補完的な調査が必要であれば実施すること。

#### (8) 報告書の作成

成果品として分析結果をまとめた事業実施結果報告書を作成し、紙媒体により10部及び電子データ(一式)により提出すること。

なお、令和6年1月から3月にかけて次期北海道創生総合戦略に向けた現総合戦略の検証作業を検討していることから、一旦、令和6年1月時点で、収集・整理したデータを用いた基礎的資料や分析の方向性などについて中間報告を行うこと(詳細な報告書は不要)。報告予定日については、業務受託後、協議によりあらかじめ定めることとする。

また、本事業における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

### 3 分析に用いる資料

分析に用いる資料については、受託者の責任において収集するとともに、データの信頼性について留意すること。想定される資料を以下に列挙するが、この限りではない。

#### 【分析に用いることが想定される資料】

- ・住民基本台帳人口移動報告(総務省)
- ・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)
- ・国勢調査(総務省)
- ・人口動態統計(厚生労働省)
- ・就業構造基本調査(総務省)
- ・労働力調査(総務省)
- ・出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)
- ・経済センサス(総務省、経済産業省)
- ・学校基本調査(文部科学省)
- ・北海道人口ビジョン
- ・その他必要な資料

### 4 成果品の提出

2(8)のとおり要因分析結果等に関する報告書10部及び収集・整理した指標、アンケート集計表などを含むデータ一式を保存したDVD-R1枚を成果品として提出すること。詳細は次のとおりとする。

ア 要因分析結果等に関する報告書10部

※製本仕様 A4 判、くるみ製本仕上げ（背表紙あり）

- イ 作成した報告書のほか、本業務に係る調査、分析結果データ一式を保存した「DVD-R」
- ウ 提出期限 令和6年（2024年）3月15日（金）

## 5 業務実施にあたる留意事項

- （1）企画提案指示書に記載のない事項については、北海道との協議により決定する。
- （2）必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- （3）全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が可能となるよう配慮すること。
- （4）この事業により知り得た個人情報を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない（この事業が終了した後においても適用するものとする）。

## 6 業務実施方法

- （1）受託者は、上記業務について、委託者と協議のうえ、実施するものとする。
- （2）受託者は、毎月末及び委託者の要請があった際に速やかに業務の進捗状況及び取得した個人情報等の取扱状況を報告するほか、業務の実施に当たり、不明な点があれば、随時委託者の指示を求め、適切に業務を完成させるものとする。

## 7 その他

- （1）受託者は、契約の締結後、速やかに本業務に関する業務処理計画書を委託者に提出すること。
- （2）受託者は、業務完了後、速やかに実績報告書（委託先様式第2号）を委託者に提出すること。契約書第6条に基づき業務処理責任者を定めたときは、業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書（委託先様式第3号）を委託者に提出すること。
- （3）本事業において発生した成果品の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。
- （4）受託者は、本業務の実施等に際し不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- （5）委託者は、受託者に対し、業務の執行状況等について、必要に応じ報告を求めることができる。
- （6）この要領に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議して定めるものとする。